

○京都府開発審査会条例

昭和45年3月10日

京都府条例第7号

改正 昭和51年7月23日条例第29号

昭和55年7月25日条例第19号

平成12年3月28日条例第2号

平成16年4月1日条例第24号

平成19年12月25日条例第61号

京都府開発審査会条例をここに公布する。

京都府開発審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、京都府開発審査会（以下「審査会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、都市計画法第78条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年京都府条例第24号。以下「基準条例」という。）第2条第1項の規定による指定区域の指定及び同条第8項の規定による指定区域の変更

(2) 基準条例第3条第1項の規定による用途の指定及び同条第2項において準用する基準条例第2条第8項の規定による用途の変更

（平16条例24・追加）

(組織)

第3条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

（平12条例2・追加、平16条例24・旧第2条繰下）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平12条例2・旧第2条繰下、平16条例24・旧第3条繰下）

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代

理する。

(平12条例2・旧第3条繰下、平16条例24・旧第4条繰下)

(議事)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平12条例2・旧第4条繰下・一部改正、平16条例24・旧第5条繰下)

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、建設交通部において処理する。

(昭51条例29・昭55条例19・一部改正、平12条例2・旧第5条繰下、平16条例24・旧第6条繰下、平19条例61・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平12条例2・旧第6条繰下・一部改正、平16条例24・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第24号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第61号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第20号で平成20年4月1日から施行)